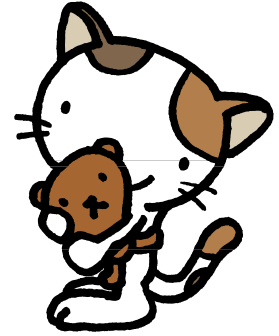


# 下呂市特定不妊治療費助成事業のご案内

特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）にかかる1回の治療費が高額であるために、その経済的負担が重いことで十分な治療を受けることができず、子どもを持つことを諦められるご夫婦が少なくありません。下呂市では、このようなご夫婦を対象に、治療に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図ります。



## ◆対象者◆

次のいずれにも該当するご夫婦とします。

- (1) 治療開始時点で法律上の婚姻をしているご夫婦であって、申請年度内に岐阜県特定不妊治療費助成事業による助成承認を受けている方。
- (2) 夫または妻のいずれか一方または両方が下呂市内に住所を有する方。
- (3) 市税等の公共料金を滞納していない方。

先に岐阜県特定不妊治療費助成事業の申請を行ってください。助成事業についての詳細は、下記保健所へお問い合わせください。

・飛騨保健所 健康増進課（高山市上岡本町 7-468 飛騨総合庁舎内） 0577-33-1111

## ◆対象となる治療◆

### (1) 特定不妊治療

岐阜県が指定した医療機関\*で受けた、特定不妊治療費（体外受精・顕微授精）。

### (2) 男性不妊治療

特定不妊治療に至る過程で行われる、精子を精巣又は精巣上皮から採取するための手術。

※男性不妊治療単独での助成事業申請はできません。

ただし、採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合は、男性不妊治療に限り助成対象となります。

※指定医療機関：各医療機関に直接確認していただくか、又は、保健所までお問い合わせください。

県外の医療機関で、各都道府県知事から指定を受けている医療機関についても、対象となります。

※助成対象外：入院費、食事代、文書料、卵子及び精子の凍結管理保存料など。

## ◆助成の期間や回数◆

初回助成を受けた際の治療開始時の妻の年齢が、

- ・40歳未満 → 通算6回まで
- ・40歳以上43歳未満 → 通算3回まで
- ・43歳以上 → 助成対象外

上記回数含め、期間及び回数は岐阜県特定不妊治療費助成事業に準じます。

詳細は、岐阜県ホームページからご確認いただけます。

◆助成の概要◆

区 分	内 容
助 成 の 額	<p>(1)特定不妊治療 治療1回につき 「特定不妊治療に直接要した費用」-「岐阜県からの助成を受けた額」=【対象費用】 【対象費用が10万円以下の場合】 対象費用 = 助成額 【対象費用が10万円を超える場合】 以下の計算によります。 (対象費用-100,000円) ÷ 2 + 100,000 = 助成額 (1円未満切り捨て、上限225,000円)</p> <p>(2)男性不妊治療 「男性不妊治療に直接要した費用」-「岐阜県からの助成を受けた額」 =【男性不妊治療費対象費用】 (男性不妊治療対象費用) ÷ 2 = 助成額 (1,000円未満切り捨て、上限25,000円) を上記(1)に上乗せ助成します。</p>

◆申請方法◆

次の書類を添えて、治療が終了した日の属する年度内（3月31日まで）に必ず市役所健康医療課へ提出してください。ただし、**岐阜県特定不妊治療費助成事業の助成承認を受けてから申請してください。**

- (1) 下呂市特定不妊治療費助成事業申請書（様式第1号）
  - (2) 岐阜県特定不妊治療費助成事業受診等証明書の写真
  - (3) 特定不妊治療又は男性不妊治療を受けた医療機関発行の領収書・明細書（原本）
  - (4) 夫及び妻の住所を確認できる書類（住民票）
  - (5) 申請年度内に岐阜県特定不妊治療費助成事業の助成承認を受けた承認決定通知書の写真
- ※(4)について、申請の際、当市で確認することに同意いただけた場合は提出不要です。

◆助成の決定（不決定）及び請求方法◆

申請内容の審査を行い、助成することを決定した場合は、申請者の方へ承認決定通知書を送付いたしますので、速やかに下呂市特定不妊治療費助成事業請求書（様式第4号）を市役所健康医療課へ提出してください。なお、助成できない場合には、申請者の方へ不承認決定通知書を送付いたしますので、あらかじめご了承ください。

治療が終了した日の属する年度内（3月31日まで）に申請がない場合、助成を受けられない場合があります。特別な事情が認められるなどやむを得ない場合は、3月31日までに下記の健康医療課へ必ずご連絡ください。

◆お申し込み・お問い合わせ先は「下呂市役所 健康福祉部 健康医療課」へどうぞ！

電話 0576-53-2101（直通） 下呂市萩原町萩原1166番地8（星雲会館内1F）